



県章

山形県公報

平成27年 1月20日 (火)
第2614号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則… (病院事業局) …29

告 示

○道路の位置の指定…………… (村山総合支庁建築課) …同

人事委員会関係

規 則

○山形県人事委員会規則 5-2 (特殊勤務手当支給の基準と手続) の一部を改正する規則……………30

公 告

○県営住宅入居者の一般公募…………… (置賜総合支庁建築課) …同

規 則

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第2号

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

山形県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (平成26年 7月県条例第80号) の施行期日は、平成27年 3月 9日とする。

告 示

山形県告示第43号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|-------|------------------------------------|
| 1 | 指定の番号 | 私道村総建第152号 |
| 2 | 指定の場所 | 東根市大字蟹沢字熊の堂1461番 1 の一部、1461番 5 の一部 |
| 3 | 道路の現況 | 幅員 6.00メートル
延長 65.41メートル |
| 4 | 指定年月日 | 平成27年 1月 9日 |

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年1月20日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条の4第1項中「第6条第3項第5号」を「第6条第3項第6号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月21日から施行する。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成27年1月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名 称	所 在 地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃					金 敷	摘 要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者			収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者
県営太田町アパ ート3号	米沢市太田町五 丁目1-10	3DK	74.0	1	一般用	23,600 円	27,300 円	31,200 円	35,200 円	40,200 円	46,400 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同 中田第2ア パート1号	同 中田町 901-2	同	54.6	1	同	13,000	15,000	17,200	19,400	22,200	25,600		
同 2号	同	同	55.7	1	同	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600		
同 中田第1ア パート3号	同 中田町 658-3	同	69.9	1	同	23,000	26,600	30,400	34,300	39,200	45,200		
同 5号	同	同	75.4	1	同	25,700	29,700	34,000	38,300	43,800	50,500		
同 相生アパー ト3号	同 相生町7 -65	同	72.9	1	同	23,600	27,300	31,200	35,200	40,200	46,400		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他、国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成27年2月2日から同月6日まで（受付時間 午前10時から午後5時まで）（ただし、郵送の場合は、平成27年2月6日までの消印のあるものに限り有効とする。）
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

5 入居の時期 平成27年3月下旬